

# M&Aにおける知的財産デューディリジェンスの 手法と留意点

淵 邊 善 彦\*

**抄 録** 近年、技術の取得を主たる目的とするM&Aが増えている。しかし、M&Aにおいて対象会社の知的財産を短期間で精査し、実行後のシナジー効果を実現するのは容易ではない。知的財産デューディリジェンスは、これまで独立の調査分野としては一般的ではなかったが、今後技術の取得を主たる目的とするM&Aにおいては必須であり、各専門家が連携して実務を深化することが求められている。

本稿では、知的財産デューディリジェンスの手法についての概略と、その留意点について解説し、知的財産デューディリジェンスの重要性の認識が広まるきっかけとしたい。

## 目 次

1. はじめに
2. 知財DDの概要
3. 知財DDの実務上の手法
4. 知財DDにおける調査項目と留意点
5. 今後の課題

## 1. はじめに

M&Aにおいて対象会社の問題点の調査・検討や企業価値の評価を行うデューディリジェンス（以下「DD」という）のプロセスは、契約交渉の上でも、買収後の統合・融合のプロセスの上でも、その重要性が強く認識されるようになってきている。DDにおいては、ビジネス、法務、財務、税務、人事、環境など様々な分野の専門家が、それぞれの立場で検討・分析を行うが、これまで知的財産についてその専門家が独自に調査をし、レポートを作成するということがまれであった。その主な原因は、知的財産を総合的に評価・調査できる専門家又はそのチームがほとんどいなかったこと、企業において知的財産の重要性が必ずしも十分認識されてい

なかったことなどにあつたと思われる。本稿は、知的財産デューディリジェンス（以下「知財DD」という）という新しいデューディリジェンスの調査分野の実務を紹介することを目的とする<sup>1)</sup>。

金融危機に端を発する実体経済の不況の中で、企業は技術革新を目指し、グローバル競争で勝ち残るための戦いを強いられている。日本企業の多くは、自社の技術開発力や販売力だけで生き残るのは難しく、他社の技術と提携したり、他社の技術をM&Aによって取得したりすることも必要になってくる。今後益々技術の取得を主たる目的としたM&Aが増加してくることが予想される。

本稿では、製造業における技術の取得を目的としたM&Aを想定し、調査対象については特許を中心に論じることとする。また、知的財産の調査の観点は、ビジネス、技術、法務、財務、税務など様々な観点が複合して存在するが、紙面の都合上、本稿は主に法律の観点からの解説

\* TMI総合法律事務所 パートナー弁護士  
Yoshihiko FUCHIBE

にとどめたい<sup>2)</sup>。

## 2. 知財DDの概要

### (1) 知的財産の特徴

近年、知的財産の活用を目的としたM&Aは活発化する傾向にあるが、他の資産に比べ知的財産については特に慎重な調査が必要となる。なぜなら、知的財産は無形資産であり、不動産や動産のように有体物として調査することができず、かつ高度な専門知識や豊富な経験が要求される分野だからである。知的財産の価値評価の手法は未だ確立しておらず、権利の帰属が不明確な場合も多い。

知的財産は様々な法律によって個別に保護されており、比較的新しい法律が多いため、判例や学説も発展途上であり、法的安定性が低い<sup>3)</sup>。また、技術やノウハウは陳腐化しやすく、ブランドは毀損されやすいなど、その価値が不安定であるという特色がある。

さらに、知的財産が特定事業領域における参入障壁として果たす機能などについては、現在の事業へのより具体的な関連性が見えにくく、また、将来の競合に対する牽制などについても、競争優位性への寄与など将来見通しと密接不可分な特性を有するなど、重要な経営資源としての的確な評価が難しいという特色もある<sup>4)</sup>。

### (2) 知的財産とDD

DDは、M&Aにおいて、主に買い手側が買収に関する最終判断をするために、売り手や対象会社の協力を得て行われる。したがって、敵対的買収では、対象会社の協力が得られないため、実行は困難である。また、DDは、契約交渉に入る前に対象会社の実態や問題点を見直すために、売り手によって行われることもある。

同様の調査は、証券化や上場審査など企業買収以外の場面でも実施されることがある。知的財産の証券化においては、知的財産から得られ

るロイヤルティ収入などのキャッシュフロー（収益）を裏付けに、投資家に証券を発行し、当該知的財産を購入するスキームであるため、問題点が見つかり想定外の支出や減収が発生しないかどうかを調査する必要性が高い。また、単純な知的財産の売買取引や金融機関が担保評価する場合にも簡易な調査が行われることがある。さらに、上場審査においては、証券取引所や引受証券会社によって企業経営の継続性及び収益性について審査が行われる。その際知的財産は、損益に与える影響や法令違反行為の有無などの観点から調査されることになる。

M&Aの場合は、知的財産だけを対象にした担保や証券化などのスキームと違って、その規模も大きく、会社全体の企業価値に影響して行くため、より複雑かつ慎重な調査が行われる傾向にある。業界再編につながるような大型案件やクロスボーダー案件においては、特に詳細な知財DDが行われ、契約交渉においても焦点の一つとなることが多い。また、ベンチャー企業や中小の製造業を対象としたM&Aでは、知的財産が唯一の重要資産となり、その内容に大きな関心がもたれる。これらの企業においては、知的財産が企業価値の源泉であり、企業そのものより知的財産の取得がM&Aの真の目的である場合もある。さらに、技術革新（イノベーション）を生むためには、一社だけの技術ではなく、他社の技術の活用が重要となり、M&Aに限らず、ライセンスや共同開発等のアライアンスの場面においても、他社の知的財産の価値や権利関係等を調査する機会も増加している。

知財DDにおいては、知的財産について、前述のとおり様々な観点から総合的に調査し、判断することになり、各専門家の連携が大切である。法務DDは通常弁護士を中心に行われるが、知的財産を対象にする場合は弁理士との協働が不可欠となる。スキームの検討からクロージングに至るまでのM&Aの一連の流れの中では、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

さらに公認会計士や税理士等を含めた各種専門家による総合的なアドバイスが必要となる。知的財産とM&Aという観点からの知識・経験の集約とそれに基づいた高度なサービス提供の必要性は、各専門領域の深化と相互の連携を急速に進めていくものと思われる。

### (3) 知財DDの目的

知財DDの目的は、他のDDと基本的には同じで、関連当事者がM&A取引における意思決定をする上で必要な情報や問題点を調査・検討するためである。これを、買い手の立場から、知的財産に即して列挙すると以下のとおりとなる。

- ・対象となる知的財産（以下「対象知財」という）の特定と登録内容の確認
- ・対象知財の事業における位置づけと競争上の位置づけの把握
- ・対象知財の位置づけに基づく知的財産に関する事業計画の前提条件の不確定要素の検討及び価値分析の検討材料の提供
- ・対象知財に関する法的瑕疵・問題点の発見
- ・想定している買収スキームに関する問題点の発見<sup>5)</sup>
- ・買収実行のための条件・手続の発見と契約書への反映<sup>6)</sup>
- ・買収後に対応を要する課題の発見及び統合プロセス<sup>7)</sup>のための作業の確認
- ・買収に関する最終判断を行うための資料及びアドバイスの提供（取締役の善管注意義務の一部）

DDは一般的に買い手が行うものであるが、近年売り手が売却対象会社（事業）を見直すためのセルサイドDDが実施されることも増えている。セルサイドの知財DDが行われるのは、主に以下のような場合である。

- ・対象知財についての情報が少ない場合

- ・表明保証との関係で調査が必要な場合
- ・入札書類の作成のために必要な場合
- ・対象事業の収益性は低いものの、開発・保有してきた技術力などの対象知財の価値を訴求したい場合

### (4) 他のDDとの関係

他のDDとの関係で見ると、知的財産の技術的評価はビジネスDD、価値評価や会計上の扱いについては財務DD、権利の確定や紛争については法務DDと関係が深い。また、ITに関する知財DDは、システムについて調査するITDDとも密接に関連する。これらのDDと情報を共有し、それぞれがどう影響しあうかを検証することが望ましい。

DDは、短期間に別々の専門家が中心になって行うことが多いため、全体を統轄する者（財務アドバイザーなどのアレンジャーまたは企業のプロジェクトマネジャー）がうまくアレンジしないと、それぞれが別々のレポートを提出するだけに終わり、意思決定者によって、問題の意味、重要性が十分に認識されずに終わってしまう恐れがある。さらに、各当事者の社内においても、経営企業部、知的財産部、法務部、財務部、研究開発部等の連携が重要となる<sup>8)</sup>。

## 3. 知財DDの実務上の手法

### (1) 調査対象

調査対象となる知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、営業秘密など幅広く、最新の法改正や判例の動向にも注意を払う必要がある。今後、経済のグローバル化やインターネット等による情報化がさらに進むにつれ、既存の法体系でカバーしきれないビジネスや権利の形態が生じてくることが予想され、調査対象を考える上で注意が必要となる。

これらの権利に加えてドメインネームの保有名義や法的保護の対象になっていない重要な知

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

的財産等も調査対象となる。また、これらの権利が対象となるライセンス契約、共同開発契約、知的財産の売買契約などについても知財DDの対象として検討することになる。さらには、ドキュメンテーションなどにより必ずしも形式知化されていないノウハウや、創造的な技術開発やブランディングに必要なキーパーソンなどについても、広義の意味で知財DDの対象となりうる。

## (2) 実施のタイミング

M&Aのプロセスの中で、知財DDが行われるのは、一般的な相対方式の場合には基本合意書を締結後、本契約を締結するまでの間である(図1)。DDは秘密保持契約締結後、基本合意書の締結前にも適宜行われることもあるが、知的財産は企業にとって秘密性が高く事業の核となる資産であることが多いため、基本合意書締結前に重要な秘密情報が開示されることはまれである。また、知的財産が重要な要素となる取引の場合、正式契約締結後クロージング前に追加DDを行うこともある。さらに、クロージングまでに調査が間に合わない場合など、クロージング後に代金調整条項に従った調整を行うために知財DDを実施することもありうる。

他方では、対象会社の選定段階や基本合意書締結前の初期段階において、公開特許文献など

を中心に、対象企業の保有する知的財産の特徴、当該事業領域における競合する知的財産との比較、買収後の両社の技術開発面を中心としたシナジー項目の検討、主要な開発者などのキーマンの特定等の初期的なデスクトップDDを行うこともある。その場合、基本合意書以降の秘密情報の開示及び対象会社へのインタビューなどの具体的な知財DDを効果的、効率的に進めることができる。

## (3) 知財DDのプロセス

知財DDの実施にあたっては、あらかじめ以下のような資料について対象会社からの開示を求め、分析・調査し、必要に応じて関連事項に関する担当者へのインタビューを実施することとなる。その結果を報告書にまとめ、関係者を集めて報告会を実施するのが一般的である。

- (a) 対象会社が保有または使用している特許、実用新案、商標、意匠、著作権等の知的財産(重要な技術、ノウハウ、商品表示・営業表示、システム、ソフトウェア、ドメインネームなどを含む)のリスト
- (b) 登録または出願されている知的財産の登録原簿謄本、登録公報、公開公報、出願書類
- (c) 対象会社が保有または使用している知的財産に関する契約(ライセンス契約、共同開

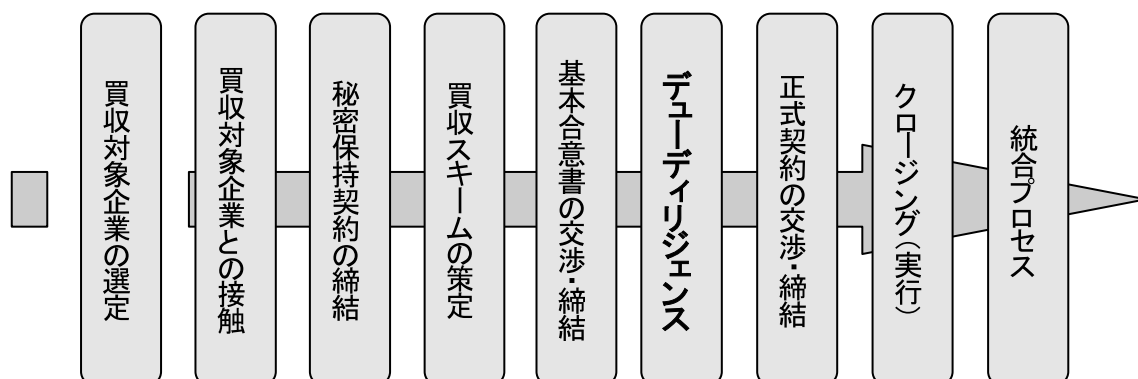


図1 スケジュール例

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 発契約、担保設定契約など)
- (d) 知的財産に関して、第三者に対して申し立てまたは第三者から申し立てられたクレーム、裁判、その他の紛争に関する資料
  - (e) 職務発明規程、職務著作権規程、その他知的財産の管理・運用に関する社内規程
  - (f) 企業秘密・顧客情報などの重要情報の管理に関する規程
  - (g) 企業秘密に関して取引先・役員・従業員等と締結している秘密保持契約

#### 4. 知財DDにおける調査項目と留意点

##### (1) 権利確認

まず、対象となる知的財産を特定し、その登録状況、権利の強さ、保護範囲の広さ、M&Aの実行による権利の承継（効力発生要件、対抗要件の具備）等を確認する作業が必要である。対象会社が権利化を意識しないまま当該技術を使用している場合には、関連資料やヒアリングを通じて技術内容を特定していく作業が生じる。この過程で、各技術がどの製品に使用されているかの確認も行われる。

特許権、商標権等登録制度のある権利については、PATOLISや特許電子図書館などを利用して登録状況を調査し、権利関係の確認（共有者、担保権、実施権等の有無）をする。出願・審査の状況、存続期間、無効・取消のリスク、今後出願予定のもの等についても調査すべきである。ただし、無効審判等が係属している場合を除き、無効リスクの検討は特に重要なものに限って行うのが一般的である。著作権、営業秘密のように登録が効力発生要件になっていないものについては、表示の確認やインタビューを通じて慎重に確認する必要がある。

また、第三者との共同開発の成果物や従業員の職務発明については、将来特許を受ける権利等が争われるおそれがないかも調査の対象となる。さらに、対象会社が知的財産権のライセン

シーの場合には、許諾内容、ロイヤルティの支払条件等について検討することになる。特に包括的クロスライセンス契約は、抽象的な文言で知的財産権の対象範囲が特定されていることから、入念な調査が求められる<sup>9)</sup>。

対象会社がライセンシーの場合のもう1つの注意点は、ライセンサーの破産や知的財産権が譲渡されたときの扱いである。通常実施権は登録されていないケースがほとんどであり、ライセンサーの破産や譲渡の際に第三者に対し対抗できないという問題がある。平成19年の産業活力再生法改正と平成20年の特許法改正により、包括的ライセンスの登録や通常実施権の登録が行いやすくなっており、今後の実務の動きが注目される。

##### (2) 偶発債務

知的財産が偶発債務の原因となるかどうかという点は、知財DDの重要な調査項目となる。対象会社の知的財産が第三者の権利を侵害していて、差止めや損害賠償の請求をされるおそれがないかを調査する。ビジネスにおいて重要な技術が第三者の知的財産を侵害していると、将来損害賠償請求がなされ、莫大な債務を負担することもありうる。

しかし、個別の特許や商標についての侵害リスクを短期間で網羅的に分析することは困難であり、対象をとくに重要なものに限って行うのが一般的である。現に侵害のクレームを受けたり、係争となっていない知的財産であっても、支払能力の高いと思われる日本の大手企業を買収した後で潜在的な侵害リスクが顕在化する可能性も十分ある。そのため、事業遂行上鍵となる重要な知的財産については注意が必要である。

また、職務発明については、後日想定外の高額な対価が請求されないか注意が必要となる。特許法35条3項の改正により、職務発明に関し

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て想定外の対価の支払義務が認められるリスクは減少したが、同改正は遡及効がないため改正前の発明については依然大きなリスクが残っている可能性があり、職務発明に関する特許権で巨額の売上げやロイヤルティ収入を上げているものがあれば特に注意すべきである<sup>10)</sup>。

### (3) 契約関係

対象会社が他社と結んでいる知的財産に関する契約（ライセンス契約、共同開発契約、システム関連契約等）については、その内容が対象会社にとって不利なものになっていないか、M&Aがそれらの契約にどのような影響を与えるかなどを確認する必要がある。ライセンス契約や共同開発契約においては、独占禁止法上の問題が発見されることが多く、公正取引委員会が発表している「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」、「共同開発に関する独占禁止法上の指針」を参照することが求められる。

これらの契約の中には、支配権の移転（Change of Control）を理由とした解除条項や条件を変更する条項が入っている場合がある<sup>11)</sup>。その場合、解除や条件変更を回避するためにM&Aの実行までに契約の相手方から同意を取得することなどを検討しなければならない。特に、かかる契約が企業価値の重要な部分を占めているような場合には、同意の取得はM&A実行の前提条件とするべきである。

### (4) 管理体制

知的財産の価値は、社内組織体制や機密保持体制が有効に機能し、優秀な技術者や知的財産部員がいて、適切に利用・管理がされていることによって維持される。第三者による知的財産権侵害に対して適時にクレームする体制ができていることも重要である。これらの体制整備・業務フローが適切か、職務発明報奨制度などのインセンティブが研究者・従業員に十分に与え

られているか、知的財産に関する紛争が生じていないかについても重要なチェックポイントになる。

ライセンス契約等の契約の管理体制も調査のポイントになる。実務が契約書どおりに運用されているか、ロイヤルティの回収が適正になされているか、契約違反が生じていないかなどについてのチェック体制や、問題が生じたときの対処方法も確認すべきである。

### (5) 破談時の営業秘密の取扱い

M&A取引においては、条件面で合意に至らなかったり、DDの過程で治癒できない重大な問題が見つかったりして、交渉が破談することがある。その場合には、知財DDで取得した対象会社の営業秘密の取扱いが問題になる。開示を受けた有形の秘密情報は、M&Aの交渉に際し締結した秘密保持契約や基本合意書に従って適切に返還または破棄する必要があるが、無形のものについてはそのような処理はできず後日問題になることがある。特に、買い手が対象会社の競合相手である場合は、買い手が知財DDで取得した営業秘密を破談後に不正に使用したとして、売り手や対象会社から買い手にクレームがなされることがある。買い手としては、破談に終わった際に、自らの事業活動が不合理に制限されないよう、取得した営業秘密の管理方法や秘密保持契約の内容にも留意が必要となる。

### (6) 国際的側面

知的財産は基本的に国毎に保護されるが、情報は国境を超えて移動するため、国際的な権利保護や権利行使を検討すべきである。例えば、発明国である特定国における権利が適切に保護されていたとしても国際出願・登録における手続的な瑕疵により事業の主要市場における権利が不安定又は棄損の懸念が強ければ、価値評価、偶発債務の分析においても慎重な検討が必

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

要となる。国によって特許権が成立したり、しなかったりするということがあり、一旦成立しても事後的に無効になるリスクも国によって大きく異なる。

また、同様の特許権であっても、国によって権利の保護範囲や強さが違うことがありうる。調査に当たっては、各国の専門家の協力を得てタイムリーかつ効率的に作業を行う必要がある。

さらに、海外における知財紛争が生じている場合は国内以上に注意すべきである。米国のように陪審員制度や懲罰的損害賠償制度により、巨額の損害賠償リスクが生じる国もある。弁護

士費用や証拠開示手続も多額な支出となりうる。いわゆる「パテントトロール」においては、自ら事業を行っていない会社が特許を安く買い集め、権利行使をして高額の賠償金やロイヤルティを要求するため、そのターゲットになるリスクにも注意すべきである。

以下表1に調査項目と留意点をチェックリストの形にまとめて示す。

## 5. 今後の課題

以上のとおり、M&Aにおける知的財産の重要性が増している中、今後国際会計基準が適用

表1 知財DDにおける調査項目と留意点

調査項目	留意点
(1) 権利確認	<input type="checkbox"/> 対象となる知的財産を特定し、その登録状況、権利の強さ、保護範囲の広さ、M&Aの実行による権利の承継(効力発生要件、対抗要件の具備)等を確認
	<input type="checkbox"/> 各技術がどの製品に使用されているかの確認
	<input type="checkbox"/> 登録状況を調査し、権利関係の確認(共有者、担保権、実施権等の有無)
	<input type="checkbox"/> 出願・審査の状況、存続期間、無効・取消のリスク、今後の出願予定の調査
	<input type="checkbox"/> 無効審判等の係属の有無(無効リスクの検討は特に重要なものに限定実施)
	<input type="checkbox"/> 著作権、営業秘密のように登録が効力発生要件になっていないものは、表示の確認やインタビューを通じて慎重に確認
	<input type="checkbox"/> 共同開発の成果物や職務発明については、将来特許を受ける権利等が争われるおそれも調査
	<input type="checkbox"/> 対象会社が知的財産権のライセンスの場合、許諾内容、支払条件等について検討
	<input type="checkbox"/> 包括的クロスライセンス契約は、抽象的な文言で知的財産権の対象範囲が特定されており、入念な調査が必要
	<input type="checkbox"/> 通常実施権の登録の有無の確認(破産や譲渡の際に転得者に対する対抗要件)
(2) 偶発債務	<input type="checkbox"/> 対象会社の知的財産が第三者の権利を侵害していて、差止めや損害賠償の請求をされるおそれがないかを調査(短期間で網羅的に分析するのは困難だが、事業遂行上鍵となる重要な知的財産については注意)
	<input type="checkbox"/> 職務発明で後日想定外の高額な対価が請求されないか注意が必要(職務発明に関する特許法改正は遡及効がなく改正前の発明は依然大きなリスク)
(3) 契約関係	<input type="checkbox"/> 他社と結んでいる知的財産に関する契約(ライセンス契約、共同開発契約、システム関連契約等)の内容が不利な内容でないか、M&Aがそれらの契約にどのような影響を与えるかなどを確認
	<input type="checkbox"/> 公正取引委員会の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」、「共同開発に関する独占禁止法上の指針」を参照
	<input type="checkbox"/> 支配権の移転(Change of Control)を理由とした解除条項等が入っている場合は、M&Aの実行までに契約の相手方から同意を取得することなどに留意
(4) 管理体制	<input type="checkbox"/> 社内組織体制や機密保持体制が有効に機能し、優秀な技術者や知的財産部員がいて、適切に利用・管理がされているか
	<input type="checkbox"/> 社内体制・業務フローの状況や、職務発明報奨制度などのインセンティブが研究者・従業員に十分に与えられているか、紛争が生じていないか
	<input type="checkbox"/> ライセンス契約等の契約の管理体制に関して、実務が契約書どおりに運用されているか、ロイヤルティの回収が適正になされているか、契約違反が生じていないかなどについてのチェック体制や、問題が生じたときの対処方法を有するか
(5) 破談時の営業秘密の取扱い	<input type="checkbox"/> 破談に終わった際に、自らの事業活動が不合理に制限されないよう、取得した営業秘密の管理方法や秘密保持契約の内容に留意
(6) 国際的側面	<input type="checkbox"/> 国際的な権利保護状況や権利行使について調査
	<input type="checkbox"/> 国によって権利の保護範囲や強さが相違するので、各国の専門家の協力を得てタイムリーかつ効率的に調査を実施
	<input type="checkbox"/> 海外における知財紛争が生じている場合は国内以上に注意すべき(米国のように陪審員制度や懲罰的損害賠償制度により、巨額の損害賠償リスクが生じる国もある)
	<input type="checkbox"/> 弁護士費用や証拠開示手続も多額な支出となりうることに留意
	<input type="checkbox"/> 「パテントトロール」のターゲットになるリスクに注意

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

されると、買い手の財務諸表により多くの知的財産（無形資産）が計上されることになる。クロスボーダーM&Aや業界再編に伴って、対象会社が保有している知的財産への関心も益々高まることが予想される。このような中で、知財DDは、弁護士、弁理士、会計士、税理士、コンサルタントなどの専門家がチームを組んで、関係当事者のニーズに合わせて総合的・専門的に行うことが必要である。社内的には、知的財産部がM&Aにおいて果たす役割の重要性を認識し、M&Aの早い段階から他の関連部署と連携して機動的に関与できる態勢を整えておくことが大切となる<sup>12)</sup>。

知的財産は、それ自体無形資産という不安定な権利であるとともに、その価値は買い手の技術や製品開発力とのシナジー効果や市場での競争力に左右されるところが大きい。技術の取得を主たる目的としたM&Aを成功させるためには、知財DDを慎重に行い、契約上の手当てや統合・融合のプロセスに生かすことが必須である。

知財DDの実務は、前述のとおりまだ必ずしも一般化しておらず、十分な経験・能力を有する専門家も少ないのが現状である。そのため、統合後に技術面でのシナジー効果が達成できていないケースも多い。しかし、日本企業がM&Aにより技術競争力をつけていくためには、知的財産の扱いは最も重要なポイントであり、技術の取得を主たる目的とするM&Aにおいて知財DDは必須である。今後充実した知財DDが広く行われ、その結果が契約交渉で活かされることにより、M&Aの成功事例が積み重なっていくことを期待したい。

### 注 記

- 1) 知財DDについて、法務DDの一部として言及している書籍としては、長島・大野・常松法律事務所『M&Aを成功に導く法務デューデリジェン

スの実務（第2版）』（中央経済社、2009年2月）がある。

- 2) ビジネス、技術、財務、税務及び法務の観点の詳細については、TMI総合法律事務所・デロイトトーマツFAS株式会社編『M&Aを成功に導く 知的財産デューデリジェンスの実務』（中央経済社、2009年6月刊行予定）を参照いただきたい。なお、本稿の執筆に際して、同書の共同執筆者から多大な示唆を得た。
- 3) 例えば、特許権について見ると、出願後成立まで2年程度かかる、成立する割合は5割弱である、特許料の支払を怠れば権利が消滅する、無効審判がなされるおそれがある、など多くの不安定要素がある。
- 4) 中山信弘「M&Aにおけるdue diligenceと知的財産」NBL866号8頁
- 5) 知的財産に関しては、知的財産を承継するかどうか、多額の偶発債務のおそれがあるかどうかなどの観点がスキーム選択で考慮要素となる。
- 6) 具体的には、買い手は、表明保証条項、補償条項、誓約条項、前提条件条項、価格調整条項などにDDの結果検出された事項を反映して自らのリスクを解消または減少させる。
- 7) 知財組織の管理ポリシー、業務フロー、職務発明報酬制度等の統合が行われる。
- 8) これまで知的財産関連の問題はM&A交渉の中で後回しにされやすく、知財担当者が交渉上加わった段階ですでにスキームが決定されていることもある（上柳雅誉「M&Aにおける企業の知的財産部門の役割—その実務的側面から—」知財研フォーラムVol.73 15頁）。
- 9) 岩倉正和・平松哲「M&A取引と知的財産」知財研フォーラムVol.73 5頁
- 10) 西村強「M&Aの買収側から見た対象会社の知的財産権」M&A Review Vol.21 No.4 22頁
- 11) 具体的には、「支配株主の変動」、「合併・事業譲渡等の組織再編」等が解除事由や事前通知事由になっており、実行しようとするM&Aの結果がそれらの事由に該当するか、該当する場合どう対応するかを個別に検討する。
- 12) 長谷川暁司「M&Aにおける企業の知的財産部門の役割—三位一体活動の重要性—」知財研フォーラム Vol.73 18頁

（原稿受領日 2009年2月16日）